

子育て支援のための公営住宅の活用促進に向けた調査・検討事業

令和6年4月15日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

子育て支援のための公営住宅の活用促進に向けた調査・検討事業

(2) 事業目的

我が国が急速な少子化・人口減少に直面し、少子化対策が急務となる中で、子育て世帯・若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住環境の整備が重要となっている。

このため、こども・子育て政策の強化に向けて、昨年4月に、内閣総理大臣の下、関係閣僚、有識者、子育ての当事者・関係者等から成るこども未来戦略会議が設置され、具体的な施策の内容等について検討が行われた。そのとりまとめを踏まえて、昨年12月22日には「こども未来戦略」が閣議決定され、その中に「子育て世帯に対する住宅支援の強化」に関連する施策が盛り込まれた。

この「こども未来戦略」を踏まえ、国土交通省においては、子育て世帯等が子どもを産み育てやすい住まいを確保するための取組を推進しており、その一環として、公営住宅を活用して、子育て世帯等が低廉な家賃で優先的に入居できる取組等を推進するため、昨年12月26日に「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定めたところである。

このため、本事業では、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」に基づき、地方公共団体における公営住宅を活用した子育て世帯の入居促進（子育て世帯等に対する優先入居の活用促進、子育て世帯等への入居収入基準における裁量階層の活用など）や、子育て世帯等の居住に適した住戸の整備、目的外使用による「子育て世帯等向け」住戸への活用、子育て世帯向けの住環境整備に資するソフト施策の推進等の調査検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の子育て世帯向けの公営住宅の活用方を示すことを目的とする。

(3) 事業内容

① 子育て世帯向けの優先入居等の制度活用に向けた調査検討

地方公共団体において子育て世帯の優先入居等の制度を導入・拡充するにあたり、子育て世帯の住まいに関する立地等のニーズ把握や公営住宅に必要な子育て支援機能等に関する調査を実施する。

② 子育て世帯向けの優先入居等の取組事例等の調査検討
地方公共団体における子育て世帯の優先入居等の取組推進のため、先進的な取組みを行っている地方公共団体の実践事例等に関する調査を実施する。

③ 子育て世帯に配慮した住戸プラン等の調査検討
子育てに配慮した仕様や間取り等を備えた住戸プランや子育てしやすい公営住宅の環境整備に関する調査を実施する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和6年4月下旬 ～ 令和7年3月31日（月）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 公営住宅制度及び活用に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

① 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 松田

② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③ 電 話 03-5253-8111（内線 39334）

④ 電子 mail hqt-jubi.kikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期 間 令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）

② 場 所 上記担当部局

③ 方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

① 期 限 令和6年4月30日（火）18時00分まで

② 場 所 上記担当部局

③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」
「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。

・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。